

議案第26号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号）の一部
を次のように改正する。

第1条第2号中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条第3号中「別表第1」を
「別表」に改める。

第2条第1項中「（前条第1号及び第3号に掲げる集会所に限る。以下この条から
第14条までにおいて同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、墨田区学童クラブ条例（平成11年墨田区条例第28号）第1条に規定
する学童クラブ（第14条第2項において「学童クラブ」という。）に利用する場
合は、この限りでない。

第2条第2項中「前項の規定」を「前項本文の規定」に改め、「前条第1号」の次
に「及び第2号」を加え、「同条第3号」を「前条第3号」に改め、「（平成6年墨
田区条例第33号）」を削り、「別表第1」を「別表」に、「前項」を「同項本
文」に改める。

第6条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 集会所の施設のうち区長が指定するものは、学童クラブに利用することができる。

第15条第1項中「第1条第1号」の次に「及び第2号」を加える。

第24条を削り、第25条を第24条とする。

別表第1 1貸切りの場合の部を次のように改める。

1 貸切りの場合

名称及び種別		区分		
		利用料金（1室につき）		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所	会議室	1,800円	2,400円	2,400円
寺島集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
千歳集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
八広中央集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
曳舟集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
押上集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
東向島集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
八広一丁目集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
東墨田うめぞの集会所	第一和室	1,800円	2,400円	2,400円
	第二和室	930円	1,200円	1,200円
横川三丁目集会所	集会室	2,200円	2,900円	2,900円
	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,600円	3,400円	3,400円
江東橋集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
一寺言問集会所	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
業平三丁目集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円
	多目的室	2,600円	3,400円	3,400円
	小多目的室	930円	1,200円	1,200円

立花四丁目集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,600円	3,400円	3,400円
京島第一集会所	集会室	2,600円	3,400円	3,400円
京島第二集会所	集会室	2,600円	3,400円	3,400円
なりひら神明橋集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円
	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
太平四丁目集会所	集会室	2,200円	2,900円	2,900円
東あずま公園集会所	和室	930円	1,200円	1,200円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
東駒形集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
梅若橋集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円
	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
	料理室	2,600円	3,400円	3,400円
横川集会所	和室	2,600円	3,400円	3,400円

付記

- 午前については、午前8時から正午まで（指定管理者が特に必要があると認めるときは、午前8時から午前9時まで）を利用承認時間とすることができる。この場合の利用料金の額は、午前の利用料金の額に、当該利用料金の額の3割相当額を加えた額（午前8時から午前9時までの場合は、午前の利用料金の額の3割相当額）とする。
- 夜間については、午後5時から午後10時までを利用承認時間とすることができる。この場合の利用料金の額は、夜間の利用料金の額に、当該利用料金の額の3割相当額を加えた額とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定管理者による管理に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。
- 3 施行日前に、墨田区地域集会所の管理運営に関する条例第1条に規定する集会所の施行日以後の利用を希望する者は、この条例による改正前の墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項（旧条例第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、指定管理者又は区長の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けたときは、新条例第4条第1項の規定による承認を受けたものとみなす。
- 4 新条例第6条第2項の規定により指定管理者が区長の承認を得て定める利用料金の額については、施行日前においても、同項の規定の例により定めることができる。
- 5 付則第3項の規定により承認を受けた者が指定管理者に納付する利用料金の額又は区長に納付する利用料金の額に相当する額は、前項の規定により指定管理者が区長の承認を得て定めた額とする。

（提案理由）

地域集会所の料金体系の見直しに伴い、利用料金の上限額等を改めるとともに、東あずま公園集会所の管理を指定管理者に行わせるほか、地域集会所の施設を学童クラブに利用することができるよう、所要の改正をする必要がある。